

はじめに

1 茂原市休日の学校部活動地域展開における地域クラブ設立に向けての背景

学校で行われている部活動（学校部活動）は、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、児童生徒の体力向上や文化芸術面での資質向上にも大きく寄与してきた。

また、学級や学年での活動以外に、複数の学年の生徒が同じ目的に向かって活動を共にすることで社会性の獲得など、子どもたちの心身の健全育成に大きく貢献してきた。さらに、学校教育の生徒指導面での役割も大きなものがあった。しかしながら、教員の超過勤務時間に占める部活動指導の割合は大きく、未経験の部活動を担当している教員の数も少なくない。教員の働き方改革が叫ばれる中、部活動指導に対する教員の負担軽減は急務の課題となっている。

一方、生徒数の減少は今後さらに進み、個々の学校ではチームを組むことができなくなったり、教職員数の減少による顧問の不足が危惧されたりと、現状の部活動の維持は、今後さらに困難な状況となることが予想される。

以上のことから、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出され、令和5年から3年間の改革推進期間が示された。さらに、令和5年3月には、千葉県から「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」が発出され、市町村は、令和7年度末までに休日完全移行への推進計画を示すこととされた。

2 本手引策定の趣旨

茂原市は、令和5年度に柔道部、令和6年度にバレーボール部の地域展開に取り組むよう準備を進めてきた。柔道については、すでに地域クラブに通っている生徒が多いことや全体の部員数が少ないこともあり、地域クラブが確保された状況で、令和6年9月から休日の学校部活動地域展開完全実施とした。バレーボールについては、令和7年度を募集期間の延長として、さらなる地域クラブの確保に努め、合計6団体となり、令和8年度から完全移行としていく。さらにそれ以外の種目についても募集を開始し、合計26の団体を認定するに至り、令和8年度から活動をスタートすることとなったが、市内で1団体しかない種目や受け入れ学校の制限があり、希望する活動ができない生徒が出ることも考えられる。

このような中で、生徒の休日の活動の場を確保していくためには、新たな指導者の掘り起こしや地域クラブの創設が急務の課題となっている。

そこで、地域クラブ設立のための手引を策定し、地域クラブ設立の方法を具体的に示すことで、地域クラブ設立をより気軽に行うことができ、地域展開における受け皿の確保につながるものとする。

I 茂原市が目指す地域クラブ

1 茂原市の地域クラブのスタイル

スポーツ庁・文化庁のガイドラインや千葉県のガイドラインでは、市区町村が地域クラブの運営主体となる場合や総合型地域スポーツクラブ等を活用する体制整備が示されている。また、先進事例でも市区町村が運営主体となって地域クラブを立ち上げるというケースもみられる。

これに対し、茂原市の休日の学校部活動地域展開（以下「地域展開」）における地域クラブは、地域展開の完全実施を見据えて、地域展開のスタート時から自立した形での運営がなされることを目標とする。したがって、茂原市が指導者の謝金を負担したり地域クラブの運営を補助したりという形ではなく、設立当初から各地域クラブが自立した形で活動することを目指す。ただし、指導者については、茂原市独自の人材バンクや地域及び教職員への広報活動により、地域人材の掘り起こしによる指導者の「数の確保」と研修会等による「質の確保」を図っていく。

2 保護者による地域クラブの立ち上げ

地域クラブの応募がない場合は1年間の再募集期間（令和8年度以降は未定）とするが、この期間を過ぎても受け皿となる地域クラブがない場合には休日の活動ができなくなる。そのため、休日の部活動のために、保護者が地域クラブを立ち上げる場合も考えられる。指導者資格を持っていないことが想定されるため、学校と連携を取りながら、以下の項目に留意する。

- 必ず2名以上の保護者がついて練習を行う。
- 練習内容等について、学校顧問と十分な連携をとる。
- また、指導者として賠償責任の保障が付帯する保険に加入する。
- 会計については複数で担当し、定期的に監査を行う等、公正を期す。
- 練習試合や休日に行われる大会に参加する場合は、学校と綿密な連携をとる。

3 茂原市の地域クラブの要件

地域展開における地域クラブは、基本的には種目ごとの公募に応募した団体について、茂原市が地域展開の受け皿となっている団体として認定している。その際に、地域クラブの「認定要件確認書」として以下の内容で地域クラブに確認を求め、地域展開における地域クラブの要件としている。

- ①「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」の内容を理解し指導に当たっている。
- ②「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の内容を遵守している。
- ③勝利至上主義に陥ることなく、生徒の個性を伸長する指導を心がけている。特に、以下の項目に重点を置いたクラブ運営を行っている。

- 効果的な指導
 - 会員（生徒）とのコミュニケーション
 - いじめの防止と適切な集団作り
 - 体罰やハラスメントの厳禁
 - 安全に対する指導
- ④指導者、会員ともに傷害保険に加入している。指導者については賠償責任保険が付帯されている。
- ⑤会員の練習内容や状況について、保護者や学校の部活動顧問との連携をとっている。
- ⑥保護者・会員との緊急連絡体制を構築するとともに、緊急時以外の個人的なやり取りによるトラブルが発生しないよう留意している。
- ⑦地域クラブの役員や会費等について明記されたものが具備されている。
- ⑧地域クラブとして、会員が小中体連主催の大会に参加する場合は、小中学校体育連盟の各専門部が指定する指導者資格を所持する指導者がいること。
- ⑨休日の活動を行う活動する場所が確保されている。（予定でも可）

4 指導者の要件

地域展開における地域クラブの指導者は、専門的な知識・技能を有し、中学生の人権を尊重し個性を伸長する指導ができなければならない。また、多様なニーズに応えることができるよう、資質向上に取り組む必要がある。

指導者については、概ね、次のような要件を満たすこととし、資質向上のための研修の充実を図る。

- ①20歳以上であること
- ②認定要件確認書の項目3に示すような内容を理解し、生徒の個性や自主性を生かした指導ができること
- ③過去の指導において、体罰やハラスメント等の事例がないこと
- ④以下のいずれかに該当する者
 - 教員免許を有し、過去に教員として部活動指導の経験がある者
 - 過去に外部指導者として、学校部活動の指導にかかわったことがある者
 - 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導資格や各競技団体が認定する指導者資格を有する者
 - 市内の関係団体や校長会のいずれからかの推薦がある者
 - 活動する生徒の保護者
 - その他、特に教育委員会が認めた者

Ⅱ 地域クラブの運営

1 地域クラブの運営

(1) 地域クラブの規約等の策定

地域クラブは、活動内容や必要経費等について明文化し、生徒や保護者の理解を十分に得ることが必要である。規約の例については資料に示す。(巻末資料)

(2) 運営方針や活動計画の公表

地域クラブの運営方針や年間活動計画、月活動計画を策定し、生徒・保護者に公表する。

(3) 保険の加入

休日の活動は、日本スポーツ振興センターの適用にはならないため、傷害保険に加入するようにする。活動中の事故についてはこの保険の適用範囲とし、基本的には個人責任とするが、過失を問われる場合もあるので、指導者は賠償責任を付加した保険に加入する。事故に対する賠償責任は、この保険による個人責任とし、地域クラブに責任を負わせることはできないこととする。

(4) 競技団体（連盟や協会）や大会への登録

年度当初に、各競技団体（連盟や協会）に登録をする必要があるが、この登録の仕方によって参加できる大会が決まってしまう場合がある。したがって、登録に際しては、出場する大会を見据えて、学校で登録をするのか地域クラブで登録をするのか、または両方で登録をするのかを考えて登録を進める必要がある。

また、令和5年度から、地域クラブによる小中学校体育連盟の大会（総合体育大会・新人体育大会）への出場が認められているが、大会のかなり前に出場申請が必要な場合がある（4月末、7月末）ので、小中学校体育連盟の各専門部のホームページ等で確認しながら、年間でどの大会に出場するかを決定し、必要な手続きを行っていく必要がある。

(5) 活動時間や休養日の設定

小中学校体育連盟主催の大会に出場する場合、「週2日以上休養日・平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動時間」が出場要件となっているが、このことも含め、生徒の心身の成長を考慮し、適切な練習時間を設定する。

① 適切な活動時間

土曜日及び日曜日を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

② 休養日

週末は1日以上休養日を設けることを基準とする。週末の両日に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(6) 活動場所

① 公共施設

市民体育館や市営コート、市営野球場などの市営の公共施設については、予約は通常の団体と同様となるが施設使用料金については「認定要件確認書」を提示することで地域展開の受け入れ団体として、半額に減免となる。

② 学校施設

学校施設については、無料で使用可能であるが、各学校に直接申請をしての利用となる。その際に、各学校の施設はすでに利用している団体があるため、年度途中での利用は、空いている時間帯でないと利用はできないことになる。

各学校では、年度末に利用者の会議を開いて次年度の利用団体と利用枠を決定しているので、この会議に出席して、利用枠を確保する必要がある。利用枠の決定は、くじ引きが基本であるが、地域展開での利用団体は最優先で枠を決定することができる。

優先順位 1位：地域展開団体 2位：PTA バレーボール 3位：一般団体

今まで、学校部活動が使っていた枠については、学校部活動で使わない場合、地域クラブで利用可能とする。

(7) 会費の納入

会費については上記の個人保険、個人団体登録費等を含めて、できるだけ廉価に設定する。

地域クラブは、代表とは別に会計担当、会計監査を設け、適切な会計処理を行う。

会費の使途については、透明性を確保し、年1回、保護者に開示できるようにする。

(8) 平日の学校部活動との連携

平日の学校部活動と休日の地域クラブでの指導内容に相違があり、生徒が混乱することは避けなければならない。

また、大会の出場にあたり、双方から出場することで団体戦のチーム編成ができなくなってしまうことも考えられる。このようなことは地域展開を実施することで今まではなかった問題として新たに生ずる。何よりも生徒が被害を被ることが無いよう、地域展開によって、さらに生徒の個性を伸長することができるよう、学校と地域クラブが綿密な連携をとっていく必要がある。

Ⅲ 指導者の確保

1 茂原市中学校部活動地域展開指導者人材バンクについて

千葉県では、地域展開における指導者確保の手段として「千葉県地域展開指導者等人材バンク」(ちばクラサポ)を運営しているが、茂原市でも独自に「茂原市中学校部活動地域展開指導者人材バンク」を開設している。現在までのところ、各中学校に紹介をしているが、活用には至っていない。今後は、地域クラブの指導者として、または、設立者として活動できるように連携を進めていく。

2 中学校教職員の「兼職兼業」による地域クラブ指導者

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域クラブの業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域クラブの業務に従事することが可能となる。

ただし、地域クラブの活動に従事する予定であった時間において、教員等としての勤務が急遽必要となった場合には教員等としての勤務を優先しなければならない。

(1) 兼職兼業を申請する際の条件（※教員が地域クラブの代表となることはできない。）

- ① 本人が地域クラブの指導者として指導する意志が明確であること。
- ② 生徒の学びの保障や教師の健康管理の観点等の学校運営に支障がないこと。
- ③ 保護者や地域住民への説明責任を引き続き果たせるような態様であること。
- ④ 在籍校での時間外労働と休日労働の合計時間が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内であること。（教師の心身の健康確保のために 45 時間以内が望ましい。上限年間 720 時間）

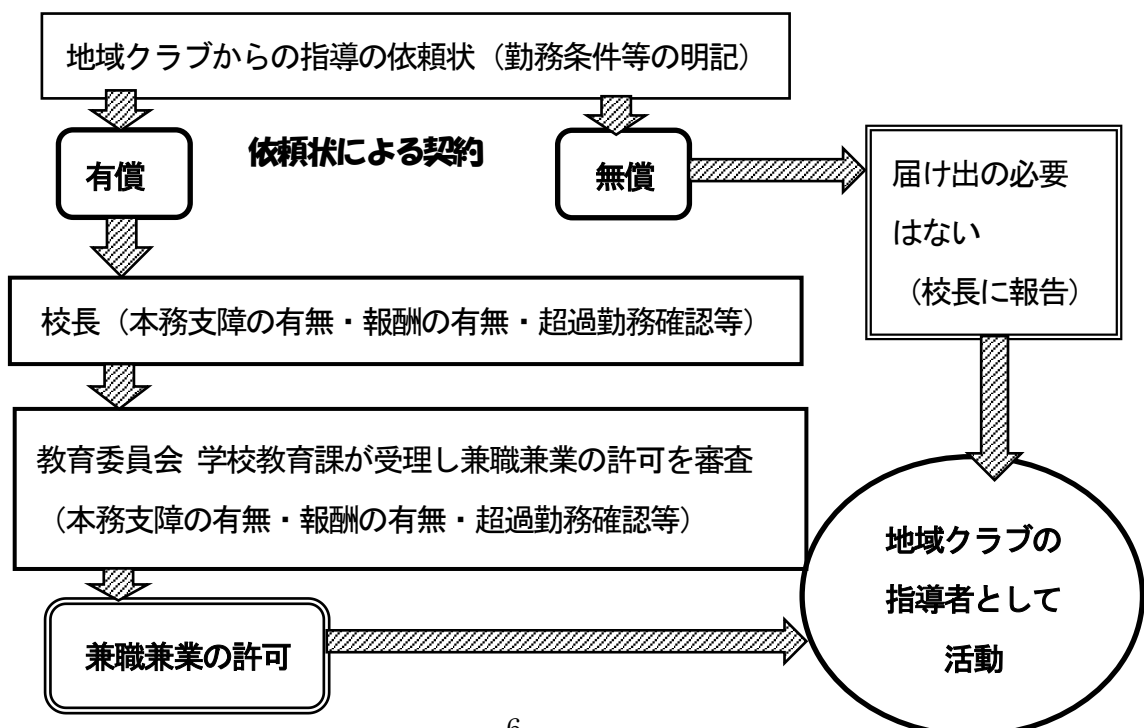
（この場合、1日8時間・1週間40時間を超えた分を超過勤務時間として積算する。）

- ⑤ 上記の内容に照らして、兼職兼業が可能であると校長が判断していること。

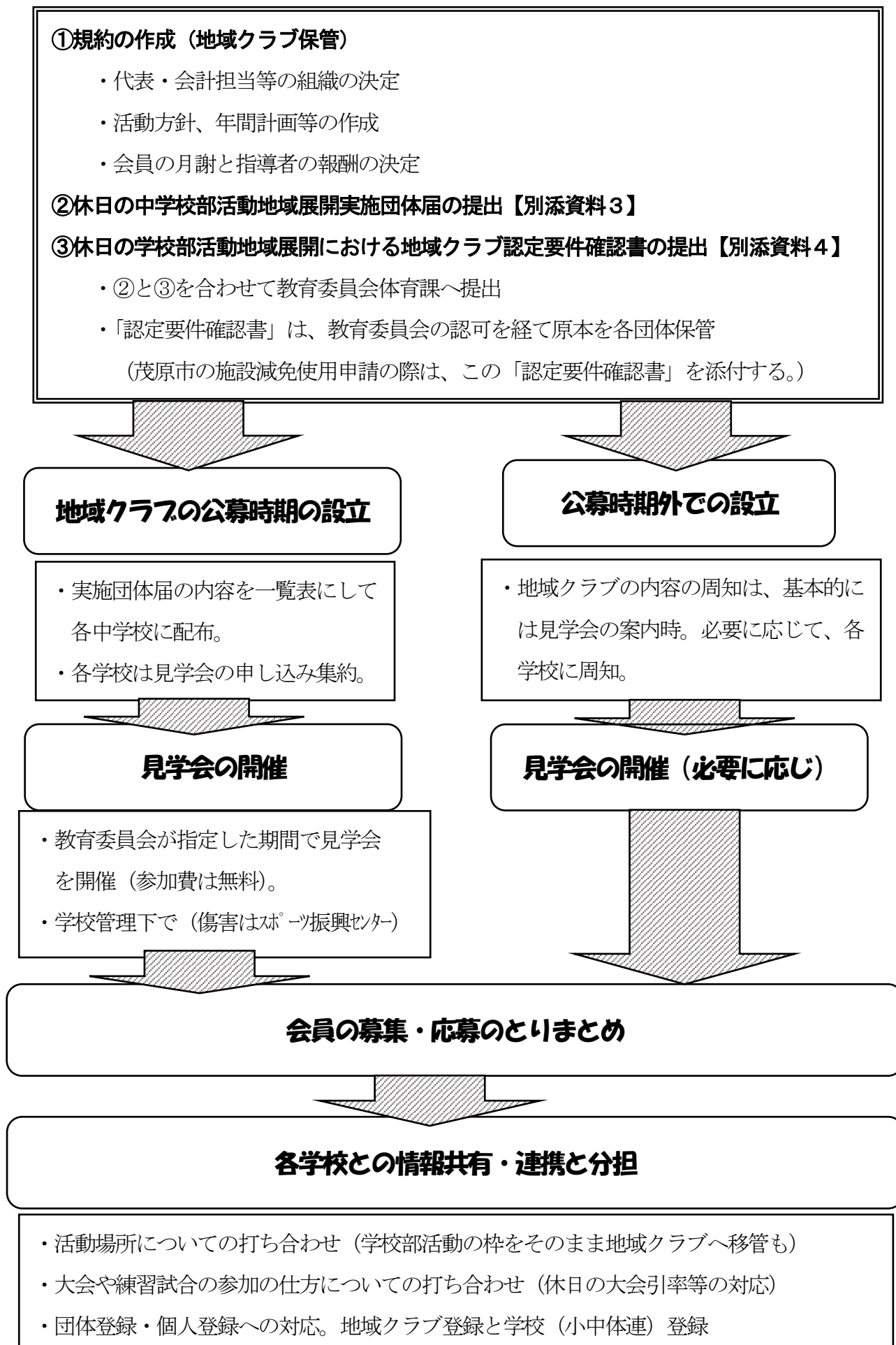
(2) 兼職兼業の形態

- ① 民間の運営団体と契約を結ぶ場合
 - ・民間の運営団体と雇用契約または業務委託契約を結ぶ。
- ② 有償ボランティアの場合
 - ・ボランティアの労働の対価として謝礼を受理する。
- ③ 無償ボランティアの場合
 - ・交通費等の実費弁償の範囲内での支給は無償の扱いとなる。

(3) 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス



IV 部活動地域展開における地域クラブ設立までの流れ



V 指導者の報酬に係る確定申告等について

【基本事項】

- ①家庭からの月謝による運営では、指導者の報酬は「源泉徴収」の対象ではない。
- ②指導者が休日の部活動指導で地域クラブから得た収入は、「雑所得」となる。
- ③給与所得者については、雑所得が年間20万円に満たない場合は申告の必要がない。
この場合、「必要経費」が認められる。必要経費を控除し、20万円を超える場合は納税の必要がある。
- ④これに対し自営業者は、年間20万円に満たない場合でも申告の必要がある。

○各家庭が地域クラブに月謝として運営費を収めている状況であれば、指導者の報酬に対する「源泉徴収」の必要はありません。（「給与」ではないので。）

○ただし、民間企業等納税義務のあるものが支払いをした場合は、「源泉徴収」が必要となります。

○茂原市にある既存の地域クラブ等の形態で、給料という形をとっていなければ「源泉徴収」の対象とはなりません。（有償ボランティアで謝礼金を受領する）



指導者側としては、謝礼として地域クラブから収入を得た場合、納税については、個人の「確定申告」の対象となるのみです。

【確定申告について】

給与所得者

- 雑所得として確定申告をします。
- 年間20万円以下は不要。
- 必要経費を申告できます。

自営業者

- 雑所得として確定申告をします。
- 自営業による所得とは別に確定申告をします。
- 年間20万円以下であっても、必ず確定申告が必要となります。
- 必要経費を申告できます。

教員等、給与所得者は、休日の部活動指導によって得た謝礼は、雑所得として扱われ、年間20万円を超えると確定申告が必要となります。ただし、必要経費を申告し控除を受けられるので、領収書の保管等の対応が必要です。

自営業の方は、謝礼の金額にかかわらず、確定申告が必要になります。

【別添資料1】

地域クラブ「〇〇〇〇」規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、〇〇〇〇（以下「本クラブ」という）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、◇◇◇◇（種目）を通じ、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

第3条 本クラブの活動は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び千葉県の「地域で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえたものとする。

- （1）活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度で、平日と休日にそれぞれ1日以上の休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- （2）年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- （3）「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠した運営を行う。
- （4）会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。

第2章 会員

（加入と退会）

第4条 本クラブに入会しようとする者は、別紙様式1「入会申請書」を代表あてに提出する。退会する場合は、様式2「退会申請書」を代表あてに提出する。

第5条 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

（活動費）

第6条 本クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。

- （1）会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。
- （2）会費は臨時に徴収することがある。
- （3）一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- （4）遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

第3章 組織

（役員）

第7条 本クラブには、次の役員を置く。

- （1）代表 1名
- （2）副代表（若干名）
- （3）会計 2名

- (4) 会計監査 2名（保護者より選出）
- (5) 保護者代表 1名
- (6) 指導者（20歳以上）

（役員の職務）

第8条 本クラブの役員は次の職務を担う。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、会務を整理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

（指導者）

第9条 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツや文化活動の指導に専門的な知識や技能を有する20歳以上の者とする。

- (1) 指導者は、本クラブや茂原市教育委員会が主催する研修会に参加しなければならない。
- (2) 指導者は、本クラブが指定した保険に加入しなければならない。
- (3) 指導者の報酬については、月額〇,〇〇〇円とする。

第4章 施設の利用

（施設の利用）

第10条 茂原市の公共施設及び各学校施設の利用の場合は、所定の申請方法により、利用申請を行う。

- (1) 茂原市の公共施設の利用に関しては、利用の際に部活動地域展開の団体申請「認定要件確認書」を提示することで半額に減免となる。
- (2) 各学校施設の利用は、学校ごとの調整会議に出席して次年度の利用予定を調整する。申請は、「茂原市立学校施設の開放規則」にしたがって、「学校施設利用許可申請書」を学校長に提出する。学校長の許可を得た後、「管理指導員選任書」を教育委員会と当該学校長に提出する。使用後は、毎月10日までに前月の「学校施設利用報告書」を提出する。

第5章 その他

（事故の責任）

第11条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こっても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

（会計年度）

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

【別添資料2】

〇〇〇中学校保護者クラブ規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本保護者クラブは、名称を〇〇〇クラブ（以下「本保護者クラブ」という）と称する。

（位置づけ）

第2条 本保護者クラブは、休日の学校部活動地域展開における休日に活動する地域クラブとして、〇〇部の生徒を会員として、保護者が運営する地域クラブとする。

- （1）本保護者クラブは、〇〇〇中学校〇〇部の休日の活動を行うものとし、平日は部活動として学校顧問が指導する。
- （2）本保護者クラブへの参加は、〇〇〇中学校〇〇部に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望するものとする。

（目的）

第3条 本保護者クラブは、学校部活動の休日の活動を補完することを目的とし、学校部活動の目的に準じて青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

第4条 本保護者クラブの活動は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び千葉県の「地域で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえたものとする。

- （1）活動時間については、休日の3時間程度で、少なくとも土日のどちらか1日を休養日とする。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- （2）年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- （3）「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠した運営を行う。
- （4）会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。
- （5）会員の保護者全員が本保護者クラブの運営者となり、原則として、当番の保護者及び希望する保護者が休日の活動をサポートする。ただし、〇〇〇中学校顧問が兼業兼職で指導する場合はその限りではない。

第2章 会員

（加入と退会）

第5条 本保護者クラブに参加しようとする生徒及び保護者は、別紙様式1「入会申請書」を代表あてに提出する。退会する場合は、様式2「退会申請書」を代表あてに提出する。

第6条 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(活動費)

第7条 本保護者クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。

- (1) 会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。
- (2) 会費は臨時に徴収することがある。
- (3) 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (4) 遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

第3章 組織

(役員)

第8条 本保護者クラブには、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 (若干名)
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 指導者 (兼職兼業による〇〇〇中学校〇〇部顧問)

(役員の仕事)

第9条 本保護者クラブ役員は、次の職務を担う。

- (1) 代表は、クラブを代表し、指導者と綿密な連携をしながら会務を整理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、保護者クラブの会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

第4章 運営及び活動

(保護者クラブの運営)

第10条 本保護者クラブの運営については、毎年4月に総会を開き、以下の事項について決定する。

- (1) 年間活動方針及び活動計画
- (2) 保護者クラブに参加する生徒の人数の把握及び第8条に示す役員。
- (3) 保険への加入。
- (4) 前年度の会計報告及び当該年度の予算。
- (5) 参加費 (月謝) の金額及び指導者の報酬。

第11条 代表は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第12条 保護者クラブの運営について、練習の日程変更や練習中のけが、欠席連絡等について必ず連絡を取り合うことができるよう、連絡手段を確立する。

(活動)

第13条 保護者クラブの活動は、原則、2人以上の保護者の監督下で行う。

第14条 保護者クラブの会員は、生徒保護者とも保護者クラブが推奨する保険に加入する。(保護者は、指導者対象の保険)

第15条 練習試合や大会については、原則、指導者（学校顧問）が行うが、保護者クラブの引率も可とする。ただしその場合は、大会の主催者や学校と十分な打ち合わせを行う。

第4章 施設の利用

（施設の利用）

第16条 休日の活動については、茂原市立〇〇〇中学校〇〇〇での練習を基本とするが、地域クラブでの利用となるため、所定の申請方法により、利用申請を行う。

- （1）各学校施設の利用は、学校ごとの調整会議に出席して次年度の利用予定を調整する。申請は、「茂原市立学校施設の開放規則」にしたがって、「学校施設利用許可申請書」を学校長に提出する。学校長の許可を得た後、「管理指導員選任書」を教育委員会と当該学校長に提出する。使用後は、毎月10日までに前月の「学校施設利用報告書」を提出する。
- （2）茂原市の公共施設の利用に関しては、利用の際に部活動地域展開の団体申請「認定要件確認書」を提示することで半額に減免となる。

第5章 その他

（事故の責任）

第17条 会員は、本保護者クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こっても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本保護者クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

（会計年度）

第18条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

